

【書類名】明細書

【発明の名称】特許価値算出装置

***他に発明の名称があれば追加してください（プログラム、～方法）

など***

【技術分野】

本発明は、**分類されている特許に対して、分類毎の価値に基づいて、経済的重みを取得し、かつ、特許明細書、請求の範囲を解析し、法律的、技術的価値を算出する。そして、3方向の総合的な特許価値を自動算出する。**等に関するものである。

【背景技術】***不要であれば削除***

従来の特許価値算出装置において、～（例えば、特許文献1参照）。

【先行技術文献】***不要であれば削除***

【特許文献】***記載例***

【特許文献1】特開～～号公報（第1頁、第1図等）

【特許文献2】特開～～号公報（第1頁、第1図等）

【非特許文献】***記載例***

【非特許文献1】特許一原著 「ハンドスキャナのいろいろ」特許出版 2003年

【非特許文献2】新崎 準、外3名、“新技術の動向”、[online]、平成10年4月1日、特許学会、[平成11年7月30日検索]、インターネット [URL : <http://tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html>]

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、従来の特許価値算出装置においては、技術的観点、法的観点、経済的観点の3つの観点からの総合的な特許の価値評価が十分にできない。という課題があった。

【課題を解決するための手段】

本第一の発明の特許価値算出装置は、1以上の特許書類と特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している特許情報格納部と、特許属性と特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を1以上格納している特許属性情報格納部と、1以上の特許書類を解析して、1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1以上算出する中間価値情報算出部と、1以上の特許書類の中間価値情報と、1以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1以上の特許書類の特許価値を算出する特許価値算出部と、特許価値算出部が算出した特許価値を出力する特許価値出力部と、を具備する特許価値算出装置である。

かかる構成により、精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第二の発明の特許価値算出装置は、第一の発明に対して、中間価値情報算出部は、1以上の特許書類を解析する特許書類解析手段と、特許書類解析手段が解析した結果に基づいて2以上の特性値を算出する特性値算出手段と、特性値算出手段が算出した2以上の特性値に基づいて1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する中間価値情報算出手段と、を具備する特許価値算出装置である。

かかる構成により、精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第三の発明の特許価値算出装置は、第二の発明に対して、特許書類解析手段は、1以上の特許書類が有する1以上の特許請求の範囲を解析し、特性値算出手段は、特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明本質抽出性を示す特性値である発明本質抽出性値を算出する発明本質抽出性値算出手段と、特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明展開性を示す特性値である発明展開性値を算出する発明展開性値算出手段を具備し、中間価値情報算出手段は、発明本質抽出性値算出手段が算出した発明本質抽出性値と、発明展開性値算出手段が算出した発明展開性値に基づいて各特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する特許価値算出装置である。

かかる構成により、精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第四の発明の特許価値算出装置は、第一から第三いずれかの発明に対して、1以上の特許書類を解析し、1以上の特許書類の特許属性を取得する特許属性取得部と、特許書類と特許属性を有する特許情報を特許情報格納部に蓄積する特許情報蓄積部をさらに具備する特許価値算出装置である。

かかる構成により、容易に精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第五の発明の特許価値算出装置は、第四の発明に対して、特許属性取得部は、発明を示す技術用語を特許属性として取得する特許価値算出装置である。

かかる構成により、容易に精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

【発明の効果】*不要であれば削除（発明に共通の効果を簡潔に記載）*****

本発明による特許価値算出装置によれば、特許書類を解析することにより、特許の価値を自動的に、精度高く算出できる。ことができる。

【図面の簡単な説明】*不要であれば削除*****

【図##】同コンピュータシステムの概観図

【図##】同コンピュータシステムのブロック図

【発明を実施するための形態】*不要であれば削除*****

以下、特許価値算出装置等の実施形態について図面を参照して説明する。なお、実施の形態において同じ符号を付した構成要素は同様の動作を行うので、再度の説明を省略する場合がある。

（実施の形態1）

本実施の形態において、分類されている特許に対して、分類毎の価値に基づいて、経済的重みを取得し、かつ、特許明細書、請求の範囲を解析し、法律的、技術的価値を算出する。そして、3方向の総合的な特許価値を自動算出する。CL1－中間価値情報算出部103は、特許特性値を算出する、CL2－特許特性値の具体例特許価値算出装置1について説明する。また、本実施の形態において、＜実施の形態1の前置部 なし＞の特許価値算出装置1について説明する。

図～は、本実施の形態における特許価値算出装置1のブロック図である。

特許価値算出装置1は、特許情報格納部101、特許属性情報格納部102、中間価値情報算出部103、特許価値算出部104、特許価値出力部105を備える。

中間価値情報算出部103は、特許書類解析手段10301、特性値算出手段10302、中間価値情報算出手段10303を備える。

特性値算出手段10302は、発明本質抽出性値算出手段1030201、発明展開性値算出手段1030202を備える。

特許情報格納部101は、1以上の特許書類と特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している。

特許書類とは、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書である。

特許属性とは、技術用語、IPC、Fタームなど、分類のための情報である。

格納しているとは、不揮発性の記録媒体でも良い。

特許情報格納部101は、不揮発性の記録媒体が好適であるが、揮発性の記録媒体でも実現可能である。

特許情報格納部101に〇〇情報が記憶される過程は問わない。例えば、記録媒体を介して〇〇情報が特許情報格納部101で記憶されるようになってよく、通信回線等を介して送信された〇〇情報が特許情報格納部101で記憶されるようになってよく、あるいは、入力デバイスを介して入力された〇〇情報が特許情報格納部101で記憶されるよ

うになってもよい。

特許属性情報格納部 102 は、特許属性と特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を 1 以上格納している。

属性値とは、分類情報ごとの市場価値を示す値である。

格納しているとは、不揮発性の記録媒体でも良い。

特許属性情報格納部 102 は、不揮発性の記録媒体が好適であるが、揮発性の記録媒体でも実現可能である。

特許属性情報格納部 102 に〇〇情報が記憶される過程は問わない。例えば、記録媒体を介して〇〇情報が特許属性情報格納部 102 で記憶されるようになってよく、通信回線等を介して送信された〇〇情報が特許属性情報格納部 102 で記憶されるようになってよく、あるいは、入力デバイスを介して入力された〇〇情報が特許属性情報格納部 102 で記憶されるようになってよく。

中間価値情報算出部 103 は、1 以上の特許書類を解析して、1 以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1 以上算出する。

解析とは、言語解析方法は問わない。パターンマッチング、形態素解析、構造解析などを含む。

中間価値情報算出部 103 は、通常、MPU やメモリ等から実現され得る。中間価値情報算出部 103 の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアは ROM 等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア（専用回路）で実現しても良い。

特許書類解析手段 10301 は、1 以上の特許書類を解析する。

特許書類解析手段 10301 は、1 以上の特許書類が有する 1 以上の特許請求の範囲を解析し。

特許書類解析手段 10301 は、通常、MPU やメモリ等から実現され得る。特許書類解析手段 10301 の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアは ROM 等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア（専用回路）で実現しても良い。

特性値算出手段 10302 は、特許書類解析手段 10301 が解析した結果に基づいて 2 以上の特性値を算出する。

特性値とは、発明本質抽出性、発明展開性、強靱性、実施可能担保性など。

特性値算出手段 10302 は、通常、MPU やメモリ等から実現され得る。特性値算出手段 10302 の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアは ROM 等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア（専用回路）で実現しても良い。

発明本質抽出性値算出手段 1030201 は、特許書類解析手段 10301 が解析した結果に基づいて、発明本質抽出性を示す特性値である発明本質抽出性値を算出する。

発明本質抽出性値算出手段 1030201 は、通常、MPU やメモリ等から実現され得る。発明本質抽出性値算出手段 1030201 の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアは ROM 等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア（専用回路）で実現しても良い。

発明展開性値算出手段 1030202 は、特許書類解析手段 10301 が解析した結果に基づいて、発明展開性を示す特性値である発明展開性値を算出する。

発明展開性値算出手段 1030202 は、通常、MPU やメモリ等から実現され得る。発明展開性値算出手段 1030202 の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアは ROM 等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア（専用回

路) で実現しても良い。

中間価値情報算出手段10303は、特性値算出手段10302が算出した2以上の特性値に基づいて1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する。

中間価値情報算出手段10303は、発明本質抽出性値算出手段1030201が算出した発明本質抽出性値と、発明展開性値算出手段1030202が算出した発明展開性値に基づいて各特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する。

中間価値情報算出手段10303は、通常、MPUやメモリ等から実現され得る。中間価値情報算出手段10303の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアはROM等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア(専用回路)で実現しても良い。

特許価値算出部104は、1以上の特許書類の中間価値情報と、1以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1以上の特許書類の特許価値を算出する。

特許価値とは、品質という概念も含む。

特許価値算出部104は、通常、MPUやメモリ等から実現され得る。特許価値算出部104の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアはROM等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア(専用回路)で実現しても良い。

特許価値出力部105は、特許価値算出部104が算出した特許価値を出力する。

出力とは、ディスプレイへの表示、プロジェクターを用いた投影、プリンタでの印字、音出力、外部の装置への送信、記録媒体への蓄積、他の処理装置や他のプログラムなどへの処理結果の引渡しなどを含む概念である。

特許価値出力部105は、ディスプレイやスピーカー等の出力デバイスを含むと考えても含まないと考えても良い。特許価値出力部105は、出力デバイスのドライバーソフトまたは、出力デバイスのドライバーソフトと出力デバイス等で実現され得る。

必要な場合、フローチャートを記載

フローチャートでは、特許価値算出装置1の動作を詳細に記載

次に、特許価値算出装置1の動作について図~のフローチャートを用いて説明する。

- (ステップS101)
- (ステップS102)
- (ステップS103)
- (ステップS104)
- (ステップS105)
- (ステップS106)
- (ステップS107)
- (ステップS108)
- (ステップS109)
- (ステップS110)
- (ステップS111)
- (ステップS112)
- (ステップS113)
- (ステップS114)
- (ステップS115)
- (ステップS116)
- (ステップS117)
- (ステップS118)

(ステップ S 1 1 9)

(ステップ S 1 2 0)

なお、図～のフローチャートにおいて、しても良い。***[オプション]フローチャートにおいて、断っておかねばならないことがある場合に記載します***

なお、図～のフローチャートにおいて、電源オフや処理終了の割り込みにより処理は終了する。***[オプション]フローチャートが無限ループする場合に記載します***

以下、本実施の形態における特許価値算出装置 1 の具体的な動作について説明する。特許価値算出装置 1 の概念図は図～である。***[オプション]概念図が存在する場合に記載します***

以上、本実施の形態によれば、できる。***[必須]実施の形態の効果を総括的に記載します。複数記載しても良いです。一般的に、ここでは、多くの効果を記載すべきです。***

なお、本実施の形態によれば、～。***[オプション]権利範囲を広げるために、多くの「なお書き」を記載すべきです。「なお書き」は、実施例で記載した以外の他の態様や実現手段、必須でない項目について説明する箇所です。***

また、本実施の形態によれば、～。***[オプション]なお書きです。***

また、本実施の形態によれば、～。***[オプション]なお書きです。***

さらに、本実施の形態における処理は、ソフトウェアで実現しても良い。そして、このソフトウェアをソフトウェアダウンロード等により配布しても良い。また、このソフトウェアをCD-ROMなどの記録媒体に記録して流布しても良い。なお、このことは、本明細書における他の実施の形態においても該当する。なお、本実施の形態における情報処理装置を実現するソフトウェアは、以下のようなプログラムである。つまり、このプログラムは、～。***[オプション]ソフトウェアで実装される可能性のある場合に記載します。***

<実施の形態 1 の未使用情報 なし>

(実施の形態 2)

本実施の形態において、分類されている特許に対して、分類毎の価値に基づいて、経済的重みを取得し、かつ、特許明細書、請求の範囲を解析し、法律的、技術的価値を算出する。そして、3方向の総合的な特許価値を自動算出する。CL 1 - 中間価値情報算出部 1 0 3 は、特許特性値を算出する、CL 2 - 特許特性値の具体例、CL 1 ~ 3 - 特許明細書、特許請求の範囲を解析し、自動的に特許を分類する、CL 4 - 特許分類方法が、ヒートマップの手法特許価値算出装置 2 について説明する。また、本実施の形態において、<実施の形態 2 の前置部 なし>の特許価値算出装置 2 について説明する。

図～は、本実施の形態における特許価値算出装置 2 のブロック図である。

特許価値算出装置 2 は、特許情報格納部 1 0 1、特許属性情報格納部 1 0 2、中間価値情報算出部 1 0 3、特許価値算出部 1 0 4、特許価値出力部 1 0 5、特許属性取得部 2 0 6、特許情報蓄積部 2 0 7 を備える。

特許属性取得部 2 0 6 は、1 以上の特許書類を解析し、1 以上の特許書類の特許属性を取得する。

特許属性取得部 206 は、発明を示す技術用語を特許属性として取得する。

特許属性取得部 206 は、通常、MPU やメモリ等から実現され得る。特許属性取得部 206 の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアは ROM 等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア（専用回路）で実現しても良い。

特許情報蓄積部 207 は、特許書類と特許属性を有する特許情報を特許情報格納部 101 に蓄積する。

特許情報蓄積部 207 は、通常、MPU やメモリ等から実現され得る。特許情報蓄積部 207 の処理手順は、通常、ソフトウェアで実現され、当該ソフトウェアは ROM 等の記録媒体に記録されている。但し、ハードウェア（専用回路）で実現しても良い。

***** 必要な場合、フローチャートを記載 *****

***** フローチャートでは、特許価値算出装置 2 の動作を詳細に記載 *****

次に、特許価値算出装置 2 の動作について図～のフローチャートを用いて説明する。

(ステップ S 201)

(ステップ S 202)

(ステップ S 203)

(ステップ S 204)

(ステップ S 205)

(ステップ S 206)

(ステップ S 207)

(ステップ S 208)

(ステップ S 209)

(ステップ S 210)

(ステップ S 211)

(ステップ S 212)

(ステップ S 213)

(ステップ S 214)

(ステップ S 215)

(ステップ S 216)

(ステップ S 217)

(ステップ S 218)

(ステップ S 219)

(ステップ S 220)

なお、図～のフローチャートにおいて、しても良い。*** [オプション] フローチャートにおいて、断っておかねばならないことがある場合に記載します ***

なお、図～のフローチャートにおいて、電源オフや処理終了の割り込みにより処理は終了する。*** [オプション] フローチャートが無限ループする場合に記載します ***

以下、本実施の形態における特許価値算出装置 2 の具体的な動作について説明する。特許価値算出装置 2 の概念図は図～である。*** [オプション] 概念図が存在する場合に記載します ***

以上、本実施の形態によれば、できる。*** [必須] 実施の形態の効果を総括的に記載します。複数記載しても良いです。一般的に、ここでは、多くの効果を記載すべきです。***

なお、本実施の形態によれば、～。*** [オプション] 権利範囲を広げるために、多く

の「なお書き」を記載すべきです。「なお書き」は、実施例で記載した以外の他の態様や実現手段、必須でない項目について説明する箇所です。***

また、本実施の形態によれば、～。***[オプション]なお書きです。***

また、本実施の形態によれば、～。***[オプション]なお書きです。***

さらに、本実施の形態における処理は、ソフトウェアで実現しても良い。そして、このソフトウェアをソフトウェアダウンロード等により配布しても良い。また、このソフトウェアをCD-ROMなどの記録媒体に記録して流布しても良い。なお、このことは、本明細書における他の実施の形態においても該当する。なお、本実施の形態における情報処理装置を実現するソフトウェアは、以下のようなプログラムである。つまり、このプログラムは、～。***[オプション]ソフトウェアで実装される可能性のある場合に記載します。***

<実施の形態2の未使用情報 なし>

また、図～は、本明細書で述べたプログラムを実行して、上述した実施の形態の情報端末装置等を実現するコンピュータの外観を示す。上述の実施の形態は、コンピュータハードウェア及びその上で実行されるコンピュータプログラムで実現され得る。図～は、このコンピュータシステム###の概観図であり、図～は、コンピュータシステム###のブロック図である。

なお、上記プログラムにおいて、情報を送信する送信ステップや、情報を受信する受信ステップなどでは、ハードウェアによって行われる処理、例えば、送信ステップにおけるモデムやインターフェースカードなどで行われる処理（ハードウェアでしか行われない処理）は含まれない。

また、上記プログラムを実行するコンピュータは、単数であってもよく、複数であってもよい。すなわち、集中処理を行ってもよく、あるいは分散処理を行ってもよい。

また、上記各実施の形態において、一の装置に存在する2以上の通信手段（端末情報送信部、端末情報受信部など）は、物理的に一の媒体で実現されても良いことは言うまでもない。

また、上記各実施の形態において、各処理（各機能）は、単一の装置（システム）によって集中処理されることによって実現されてもよく、あるいは、複数の装置によって分散処理されることによって実現されてもよい。

本発明は、以上の実施の形態に限定されることなく、種々の変更が可能であり、それらも本発明の範囲内に包含されるものであることは言うまでもない。***[必須]***

【産業上の利用可能性】***不要であれば削除（効果は、必ず出る効果を簡潔に記載）***

以上のように、本発明にかかる特許価値算出装置は、特許書類を解析することにより、特許の価値を自動的に、精度高く算出できる。という効果を有し、特許価値算出装置等として有用である。

【符号の説明】***不要であれば削除***

【受託番号】***不要であれば削除***

【配列表フリーテキスト】***不要であれば削除***

【配列表】***不要であれば削除***

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

1 以上の特許書類と当該特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している特許情報格納部と、
特許属性と当該特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を 1 以上格納している特許属性情報格納部と、
前記 1 以上の特許書類を解析して、当該 1 以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1 以上算出する中間価値情報算出部と、
前記 1 以上の特許書類の中間価値情報と、前記 1 以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1 以上の特許書類の特許価値を算出する特許価値算出部と、
前記特許価値算出部が算出した特許価値を出力する特許価値出力部と、を具備する特許価値算出装置。

【請求項 2】

前記中間価値情報算出部は、
前記 1 以上の特許書類を解析する特許書類解析手段と、
前記特許書類解析手段が解析した結果に基づいて 2 以上の特性値を算出する特性値算出手段と、
前記特性値算出手段が算出した 2 以上の特性値に基づいて 1 以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する中間価値情報算出手段と、を具備する請求項 1 記載の特許価値算出装置。

【請求項 3】

前記特許書類解析手段は、
前記 1 以上の特許書類が有する 1 以上の特許請求の範囲を解析し、
前記特性値算出手段は、
前記特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明本質抽出性を示す特性値である発明本質抽出性値を算出する発明本質抽出性値算出手段と、
前記特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明展開性を示す特性値である発明展開性値を算出する発明展開性値算出手段を具備し、
前記中間価値情報算出手段は、
前記発明本質抽出性値算出手段が算出した発明本質抽出性値と、前記発明展開性値算出手段が算出した発明展開性値に基づいて各特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する請求項 2 記載の特許価値算出装置。

【請求項 4】

1 以上の特許書類を解析し、当該 1 以上の特許書類の特許属性を取得する特許属性取得部と、
前記特許書類と前記特許属性を有する特許情報を前記特許情報格納部に蓄積する特許情報蓄積部をさらに具備する請求項 1 から請求項 3 いずれか記載の特許価値算出装置。

【請求項 5】

前記特許属性取得部は、
発明を示す技術用語を前記特許属性として取得する請求項 4 記載の特許価値算出装置。

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 従来の特許価値算出装置においては、技術的観点、法的観点、経済的観点の3つの観点からの総合的な特許の価値評価が十分にできない。という課題があった。

【解決手段】 1以上の特許書類と特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している特許情報格納部101と、特許属性と特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を1以上格納している特許属性情報格納部102と、1以上の特許書類を解析して、1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1以上算出する中間価値情報算出部103と、1以上の特許書類の中間価値情報と、1以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1以上の特許書類の特許価値を算出する特許価値算出部104と、特許価値算出部104が算出した特許価値を出力する特許価値出力部105と、を具備する特許価値算出装置1により、特許書類を解析することにより、特許の価値を自動的に、精度高く算出できる。できる。

【選択図】 図1